

東松山市人権施策推進指針の改定について

1 改定の趣旨

本市では、平成26(2014)年3月に「東松山市人権施策推進指針」(以下「指針」という。)を策定し、「すべての市民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、各種の人権施策に取り組んできました。

この間、人権尊重に向けての社会的な意識の高まりを背景に、人権に関する法令の整備が進み、人権に関する施策の充実や、人権に対する市民意識の高まりもみられてきました。

しかしながら、現在も、いじめや虐待、ハラスメントのほか、新型コロナウイルス感染症における感染者やその家族、医療関係者等への誹謗中傷、インターネットの普及によるSNSでの心無い書き込みや差別を助長する情報の拡散等、人権が守られていない事象が発生し、社会・経済状況の変化とともに人権課題も多様化・複雑化しています。

加えて、北朝鮮当局による拉致問題等風化させてはいけない人権侵害問題や、災害時の避難所における人権の配慮といった課題への対応も求められています。

こうしたことから、これまでの人権施策の取組の成果や課題を踏まえ、「指針」策定後に制定された法令や計画との整合を図るとともに、新たな人権課題へ対応するため、指針の改定を行います。

2 改定の方向性

- (1) 「埼玉県人権施策推進指針(第2次改定)」及び「埼玉県人権教育実施方針(第2次改定)」の内容を踏まえ、改定を行います。
- (2) 「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」及び「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」並びに「東松山市犯罪被害者等支援条例」の趣旨を踏まえ、改定を行います。
- (3) 「指針」策定後に制定された法令や第五次東松山市総合計画後期基本計画などとの整合を図ります。

3 推進指針の概要と主な改定内容

(1) 基本理念(第1章)

本市では、「すべての市民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」ことを基本理念とし、人権施策を推進することとしている。

- ① 一人ひとりが個人として尊重される社会
- ② 機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会
- ③ 一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

(2) 目標年次(第1章)

人権施策を推進するためには、長期的視点に立ち持続的に取り組んでいく必

要があることから、2024（令和 6）年度から概ね 10 年間を見通して施策を進めます。

(3) 人権施策の推進方向（第2章）

市の行政はあらゆる分野において、次の3つの視点から人権尊重を基調とした事業を総合的に展開します。

- ① あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
 - ア 人権教育
 - (ア) 学校等における人権教育
 - (イ) 家庭、地域社会における人権教育
 - イ 人権啓発
 - (ア) 市民全般に対する人権啓発
 - (イ) 職員に対する人権啓発
- ② 相談・支援の推進
- ③ 市民、NPO、企業等と協働した地域づくり

(4) 分野別人権施策の推進（第3章）

人権施策の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害のある人など各人権課題を重点的に取り組むべき分野別人権施策と位置付け、各個別計画等も踏まえて、積極的かつ効果的に施策の展開を図ります。

- ① 女性
- ② 子ども
- ③ 高齢者
- ④ 障害のある人
- ⑤ 同和問題（部落差別）
- ⑥ 外国人
- ⑦ 犯罪被害者やその家族
- ⑧ 感染症等（HIV・ハンセン病等）に関わる人
- ⑨ アイヌの人々
- ⑩ インターネットによる人権侵害
- ⑪ 北朝鮮当局による拉致問題
- ⑫ 災害時における人権への配慮
- ⑬ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関わる人権
- ⑭ 様々な人権問題

(5) 推進体制（第4章）

- ① 庁内の推進体制
- ② 国、県、市町村、民間団体等との連携